

電子メールによる届出・申請等について

対象となる届出書・申請書等は、ホームページの「[届出・申請様式](#)」で、各届出様式等の後方に「[電子メール申請可](#)」の表示があるものに限り、この届出書等は、自宅や勤務先のパソコン等から電子メールによる書類提出が行えます。

電子メールによる届出等の利用方法

- 1 ホームページの「届出・申請様式」から、電子メール届出が可能である届出等をダウンロードし、各種届出様式等に必要な情報を入力してください。
(※添付書類が必要な場合は添付してください。)
- 2 提出先メールアドレスは下記のとおりです。消防本部又は管轄する消防署に送信してください。

- ・消 防 本 部 … yobou@fdcs.or.jp
- ・戸倉上山田消防署 … shouboutogura@fdcs.or.jp
- ・更 埴 消 防 署 … shouboukoushoku@fdcs.or.jp
- ・坂 城 消 防 署 … shoubousakaki@fdcs.or.jp

- 3 電子メールの件名には、冒頭に【電子申請】の文字、「建物の名称」と「届出書等の名称」を入力してください。

- 届出等で建物が対象でない場合は、冒頭に【電子申請】の文字、「代表者氏名」「届出署等の名称」を入力してください。

【例】 建物が対象の場合

件名: 【電子申請】千曲坂城防災ホテル 消防訓練通知書

【例】 建物が対象でない場合

件名: 【電子申請】千曲太郎 たき火届

- 4 受信した担当係で届出内容を確認後、「受付完了のお知らせ」を電子メールで返信します。
 - 内容に不備があった場合は、担当係から連絡します。
- 5 「受付完了のお知らせ」の電子メールが届きましたら、必要に応じて保存又は印刷し、大切に保管してください。
 - 電子メールで届出等された書類は、控え(副本)を交付いたしませんので、作成した届出書等及び「受付完了のお知らせ」の電子メールを印刷し保管してください。
 - 受付印等を押印した副本が必要な場合は、お手数ですが管轄消防署の窓口にご直接提出をお願いします。

電子メールによる届出等の注意事項

- 1 ファイル形式は、Word 形式又 PDF 形式のいずれかでお願いします。
- 2 添付文書の容量は、25MB 以内にしてください。
 - 25MB を超える場合は、添付ファイルを分割して送信するか、管轄消防署の窓口もしくは郵送での受付となります。(不明な場合は、消防本部又は管轄消防署に相談してください。)
- 3 届出等の受理確認は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。
 - 夜間や休日、祝日は受理確認ができませんので、ご了承ください。
- 4 「自衛消防訓練通知書」「催物開催届出書」「露店の開設届出書」「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」については、届出事実発生の3日前までに申請をお願いします。

電子メール可能な届出書等

防火管理・消防用設備関係

- ① 防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ② 統括防火・防災管理者選任(解任)届出書
- ③ 消防計画作成(変更)届出書
- ④ 消防計画雛形
- ⑤ 全体についての消防計画(変更)届出書
- ⑥ 消防訓練等通知書
- ⑦ 防火対象物点検報告特例認定申請書
- ⑧ 防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書

火災予防条例関係

- ① 防火対象物使用開始届出
 - ② 炉、厨房設備、ボイラー等設置届出書
 - ③ 変電設備等設置届出書
 - ④ 煙火打上げ・仕掛け届出書(煙火届)
 - ⑤ 催物開催届出書
 - ⑥ 露店等の開設届出書
 - ⑦ 少量危険物(指定可燃物)貯蔵(取扱い)届出書
 - ⑧ 少量危険物(指定可燃物)貯蔵(取扱い)廃止届出書
 - ⑨ 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出書
 - ⑩ 核燃料物質等の貯蔵取扱い届出書
 - ⑪ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書(たき火届)
 - ※実施日に、林野火災注意報・警報が発令された場合は、電話等によりで火の使用制限に関する指導を行います。
 - ⑫ 水道断・減水届出書
 - ⑬ 道路工事届出書
-

【お問い合わせ先】

千曲坂城消防本部	TEL 026-276-0119
戸倉上山田消防署	TEL 026-276-0119
更埴消防署	TEL 026-274-0119
坂城消防署	TEL 0268-82-0119

